建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(平成30年10~12月分学 国土交通省



相談の受付件数

- 平成30年10~12月の受付件数は139件。
- ブロック別の内訳は東北3件、関東59件、近畿44件、中国6件、九州27件。

相談者の属性

〇 建設業者からの相談が最も多い(124件(元請61件、下請43件、専門丁事業者1件、技能労働者1件、不明 18件))。他には、発注者(6件)等からの相談があった。

主な相談内容その1

- 社会保険加入対策に関する相談が全相談件数の約39%を占め、相談件数は今年度7-9月期の67件から 54件と減少した。うち、加入すべき保険や現場入場に係る問合せが21件、法定福利費や標準見積書に 係る問合せが14件寄せられた。また、建設業法全般(50件)に関する問合せも多く寄せられた。 主な相談内容は具体的には次のとおり。
- (※なお、「→」以下は、国土交通省における一般的な考え方を示したもの。)

<社会保険加入対策に関する情報> 【加入すべき保険・現場入場について】

- 直轄丁事の元請で、一次下請と契約している。一次下請が二次下請と再下請の予定であるが、二次下請が 個人事業主で労働者が4人の場合の保険は社会保険でないとダメか、との問い合わせが一次下請からあった ので、確認のため電話した。(10月・元請建設業者)
- → 個人事業主で常用労働者が5人未満の場合は、雇用保険は加入させなければならないが、医療保険及び年 金保険は、それぞれ国民健康保険又は建設国保、及び国民年金が適切な保険となる。

(適切な保険の範囲: http://www.mlit.go.jp/common/001154556.pdf)

(フローチャート: http://www.mlit.go.jp/common/001219923.pdf)

【法定福利費について】

- 建築工事を依頼したが、見積りに法定福利費が計上されている。法定福利費は事業主が負担するもので あって、施主が負担するものではないと考える。(11月・発注者)
- → 建設業界においては、人材確保のための環境整備を国土交通省としても行っている。その一環として法定 福利費は事業を行う上で必要な経費である。その経費の見える化を図るため外枠計上した見積書の作成を 施策として行っている。以前はその経費は丁事代金に含まれていたもので、その経費を外枠で計上したも のであり、基本、総額が増額になるものではない。法定福利費は工事において必要な人件費の15%程度を あえて見える化したものであり、必ずしも発注者に不利な条件となるものでは無い。建設業界の環境整備 の一環の施策であることを理解いただきたい。

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、 発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容			数
品	① 予定価格の適正な設定	0	
	② 歩切りの根絶	0	
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0	
確法	④ 適切な設計変更	3	
の運用指針	⑤ 見積りの活用	0	
	⑥ <u>適切な工期設定・施工時期等の平準化</u>	0	
に 関	⑦ 施工状況の確認・評価	0	
でする 情 報	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速 化	0	
報	9 多様な入札契約方式の選択・活用	0	
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	()
	① その他	0	
契単公 約価共 等改工		0	
で訂集後の計		5	0
情請労 報負務	⑭ 元下関係	Ç	9
社会	⑤ 適切な保険関係	2	1
会保険加る	⑥ 法定福利費関係	1	4
入 対 策	① その他	1	9
そ の 他	⑱ その他	2	3

※上記①~⑯に関連する最新の施策については、国土交 建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(平成30年10~12月分学 国土交通省

相談内容に関連する国の制度・取組

		-			
相談内容			数		
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	0			
	② 歩切りの根絶	0			
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0			
	④ 適切な設計変更	3			
	⑤ 見積りの活用	0			
	⑥ <u>適切な工期設定・施工時期等の平準化</u>	0			
	⑦ 施工状況の確認・評価	0			
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0			
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0			
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0			
	① その他	0			
契約等に係る情報単価改訂後の請負公共工事設計労務	⑫ 新労務単価関係	0			
	① 建設業法全般	5	0		
	⑪ 元下関係	9			
社会保険加入対策	⑤ 適切な保険関係	2	1		
	⑥ 法定福利費関係	1	4		
	① その他	1	9		
そ の 他	⑱ その他	2	3		
※上記①~⑥に関連する最新の施策については、国土交通省土地・					

建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

主な相談内容その2

- 当社は下請として元請から法定福利費を計上した見積書の提出を求められている。その法定福利費はいず れにかかるのか。(10月・下請建設業者)
- → 基本的には、その丁事の直接丁事費において、作業員の賃金に対し、15%程度を計上いただくことになる。 (法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順: http://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf)

【その他社会保険加入対策について】

- 下請企業の社会保険加入をどのように確認すればよいか。(11月・元請建設業者)
- → 必要に応じて下請企業に社会保険の標準報酬決定通知書等関係資料の写しを提示させるなどして頂きた い。個人情報の問題が気になるようであれば保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもので構わ ない。

(社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン: http://www.mlit.go.jp/common/001140397.pdf)

くその他(建設業法全般に関する相談など)>

- 民間発注者で、元請業者の技術者の配置について質問したい。例えば当方から元請業者に5,000万円の材 料を支給し、施工額が2,000万円の場合の技術者は、監理技術者になるのか。(11月・発注者)
- → 下請契約金額が4,000万円以上となった場合は、

 監理技術者を配置しなければならないが、下請契約の請 負金額が4,000万円に満たない場合は、主任技術者の配置となる。
- 施工体制台帳に技術者の実務経験証明を添付する必要があると思うが、工事経験が短い工事ばかりである ので、実務経験10年の記載となれば相当数の工事履歴を記載しなければいけない。他何件で記載することで 構わないか。(11月・元請建設業者)
- → 様式は定まったものは無いが、その経験が確実に10年を満たしていることの確認は必要であり、その確認 ができる証明を添付いただくことになる。ご面倒でもすべて記載いただきたい。
- 下請から月の出来高の申告があり、その額が当初予定の出来高に至らない場合、支払いはどうなるか。 (11月 元請建設業者)
- → 下請から一定の出来高について、元請に引渡しの申出があり、その出来高を確認の上、引き渡しを受けれ ば、その額の支払いをするもの。当然ながら、申出の出来高に至らない場合は双方で確認の上、出来高を確 定させることになる。
- ・ 現場の技術者の専任について3,500万円以上という金銭面での基準があるが、この額の基準は、その工事 の注文者が材料を提供する場合、この材料費を含めて判断するのか。(11月 その他)
- → 技術者の専任に関して、3,500万円の請負金額の額の判断については、注文者が材料を提供する場合はそ の市場価格又は市場価格および運送費を当該請負契約の額に加えた額で判断する事になっている。
 - 相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、 発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。